

定)、転換前の介護・看護職員数を維持するために、一部ユニット型指定介護老人福祉施設のユニット部分以外の部分の入所者三〇人に対し介護・看護職員を五人しか配置しないとすると、三：一の職員配置を満たさないため、介護福祉施設サービス費(三：一の職員配置)に一〇〇分の七〇を乗じて得た単位数を算定する。

(7) ユニットにおける職員に係る減算について

5の(6)を準用する。

(8)・(9) (略)

(10) 夜勤職員配置加算について

①・② (略)

③ 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所においては、当該事業所のユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて区別して加算の算定の可否を判断することとし、ユニット部分において加算の算定基準を満たした場合にはユニット部分の利用者について夜勤職員配置加算(II)を、ユニット部分以外において加算の算定基準を満たした場合には当該部分の利用者について夜勤職員配置加算(I)を、それぞれ算定することとする。

④ ユニット型指定短期入所生活介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所のユニット部分については、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとすること。(11)～(16) (略)

3 短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設における短期入所療養介護

① 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定するための基準について

この場合の短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われることから、所定単位数の算定(職員の配置数の算定)、定員超過利用・人員基準欠如(介護支援専門員に係るものを除く)・夜勤体制による所定単位数の減算及び認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、認知症ケア加算については、6の(9)を、また、緊急時施設療養費については、6の(22)を準用すること。また、注12により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出並びに認知症ケア加算の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われていれば、短期入所療養介護については行う必要がないこと。

(9)～(14) (略)

③ ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとすること。

(5) ユニットにおける職員に係る減算について

5の(4)を準用する。

(6)・(7) (略)

(8) 夜勤職員配置加算について

①・② (略)

3 短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設における短期入所療養介護

① 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定するための基準について

この場合の短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われることから、所定単位数の算定(職員の配置数の算定)、定員超過利用・人員基準欠如(介護支援専門員に係るものを除く)・夜勤体制による所定単位数の減算及び認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、認知症ケア加算については、6の(9)を、また、緊急時施設療養費については、6の(24)を準用すること。また、注12により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出並びに認知症ケア加算の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われていれば、短期入所療養介護については行う必要がないこと。

(11)～(16) (略)

ただし、特定介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定した場合は、認知症ケア加算について算定できない。

ただし、特定介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定した場合は、認知症ケア加算について算定できない。

② 介護老人保健施設である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所において所定単位数を算定するための施設基準等について
一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所が短期入所療養介護費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数(三：一の職員配置)を置いていることが必要である。また、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所がユニット型短期入所療養介護費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のそれぞれについて所定の員数(三：一の職員配置)を置いていることが必要である(施設基準第十二号)。

③ 介護老人保健施設である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について
一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数(三：一の職員配置)を置いていない場合に行われるものである。ユニット型短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数(三：一の職員配置)を置いていない場合に行われるものである。ユニット型短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数(三：一の職員配置)を置いていない場合に行われることとなる(夜勤職員基準第二号)。

また、夜勤体制による減算は、当該施設のユニット部分又はユニット部分以外について所定の員数を置いていない場合について施設利用者全員に対して行われるものであること。具体的にはユニット部分について夜勤体制の要件を満たさずユニット以外部分について夜勤体制の要件を満たす場合であっても施設利用者全員に対し減算が行われることとなる(夜勤職員基準第二号)。

- ④ (略)
- (2) 夜勤職員配置加算について
 - ① (略)
 - ② 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の夜勤職員配置加算の基準については、当該事業所のユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。
- (3)・(4) (略)
- (5) 病院又は診療所における短期入所療養介護

- ② (略)
- (2) 夜勤職員配置加算について
 - (略)
- (3)・(4) (略)
- (5) 病院又は診療所における短期入所療養介護

療養病床（医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）附則第二第三条第五号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。以下同じ。）を有する病院、病床を有する診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護
イ 指定介護療養型医療施設の病床であって、介護療養施設サービスが行われるもの（以下「介護保険適用病床」という。）における短期入所療養介護については、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに定員超過利用、夜勤体制及び療養環境による所定単位数の減算及び加算については、本体施設と常に一体的な取扱いが行われるものであり、7の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び(13)を準用すること。この場合、7の(9)の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ロ 医療保険適用病床における短期入所療養介護についても、夜勤体制による加算及び減算並びに療養環境による減算については、介護保険適用病床における短期入所療養介護の場合と同様に行うものとする。また、適用すべき所定単位数（人員配置）については、人員配置の算定上、配置されている看護職員を適宜介護職員とみなすことにより、最も有利な所定単位数を適用することとする。例えば、六〇床の病棟で、看護職員が一二人、介護職員が一三人配置されている、診療報酬上、看護職員五：一（一二人以上）、介護職員五：一（一二人以上）の点数を算定している場合には、看護職員のうち二人を介護職員とみなすことにより、短期入所療養介護については看護職員六：一（一〇人以上）、介護職員四：一（一五人以上）に応じた所定単位数が適用されるものであること。なお、7の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び(13)は、医療保険適用病床の短期入所療養介護についても準用する。この場合、7の(9)の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ハ〜ヘ（略）

① 療養病床（医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）附則第二第三条第五号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。以下同じ。）を有する病院、病床を有する診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護
イ 指定介護療養型医療施設の病床であって、介護療養施設サービスが行われるもの（以下「介護保険適用病床」という。）における短期入所療養介護については、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに定員超過利用、夜勤体制及び療養環境による所定単位数の減算及び加算については、本体施設と常に一体的な取扱いが行われるものであり、7の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び(15)を準用すること。この場合、7の(9)の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ロ 医療保険適用病床における短期入所療養介護についても、夜勤体制による加算及び減算並びに療養環境による減算については、介護保険適用病床における短期入所療養介護の場合と同様に行うものとする。また、適用すべき所定単位数（人員配置）については、人員配置の算定上、配置されている看護職員を適宜介護職員とみなすことにより、最も有利な所定単位数を適用することとする。例えば、六〇床の病棟で、看護職員が一二人、介護職員が一三人配置されている、診療報酬上、看護職員五：一（一二人以上）、介護職員五：一（一二人以上）の点数を算定している場合には、看護職員のうち二人を介護職員とみなすことにより、短期入所療養介護については看護職員六：一（一〇人以上）、介護職員四：一（一五人以上）に応じた所定単位数が適用されるものであること。なお、7の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び(15)は、医療保険適用病床の短期入所療養介護についても準用する。この場合、7の(9)の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ハ〜ヘ（略）

② 病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所において所定単位数を算定するための施設基準等について

病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所が短期入所療養介護費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数（看護六：一、介護四：一の職員配置）を置いていることが必要である。また、病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所がユニット型短期入所療養介護費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員

員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のそれぞれについて所定の員数（看護六：一、介護四：一の職員配置）を置いておく必要がある（施設基準第十二号）。

なお、夜勤を行う職員の員数については、当該事業所全体で所定の員数を置いていなければならない（夜勤職員基準第二号）。

③ 病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所における看護職員及び介護職員の人員基準等について

病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数（看護六：一、介護四：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものである。ユニット型短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（看護六：一、介護四：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（通所介護費等の算定方法第四号ロ）。

なお、病院若しくは診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の短期入所療養介護又はユニット型短期入所療養介護に係る夜勤体制による減算は、当該事業所全体で所定の員数を置いていない場合に限り、行われるものであること（夜勤職員基準第二号）。

(6) イ 指定短期入所療養介護費を算定するための基準について
指定短期入所療養介護費は、施設基準第十八号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。

a (略)

b (略)

c 施設基準第十八号ハに規定する指定短期入所療養介護費 短期入所生活介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)を満たすものに限る。)(「ユニット個室」という。)の利用者に対して行われるものであること。

d (略)

ロ (略)

(6) 指定短期入所療養介護費を算定するための基準について
指定短期入所療養介護費は、施設基準第十八号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。

a (略)

b (略)

c 施設基準第十八号ハに規定する指定短期入所療養介護費 短期入所療養介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)を満たすものであること。

d (略)

ロ (略)

- (7) (略)
- (8) ユニットにおける職員に係る減算について
5の(6)を準用する。
- (9) 認知症行動・心理症状緊急対応加算について
2の(11)を準用する。
- (10) 若年性認知症利用者受入加算について
2の(12)を準用する。
- (11) 療養食加算
2の(13)を準用する。
- (12) 緊急短期入所ネットワーク加算
2の(14)を準用する。ただし、①のA中「一〇〇以上」とあるのは「三十以上」と読み替えるものとする。
- (13) サービス提供体制強化加算について
① 2の(16)①から④まで及び⑥を準用する。
② (略)
- 4 (略)
- 5 介護福祉施設サービス
(1) (略)
- (2) 一部ユニット型指定介護老人福祉施設において所定単位数を算定するための施設基準等について
一部ユニット型指定介護老人福祉施設が介護福祉施設サービス費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数（三：一の職員配置）を置いていることが必要である。また、一部ユニット型指定介護老人福祉施設がユニット型介護福祉施設サービス費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分のそれぞれについて所定の員数を置いていることが必要であること（施設基準第三十七号）。
- また、夜勤を行う職員の員数については、当該施設のユニット部分及びユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数を置いていることが必要であること（夜勤職員基準第五号）。
- また、施設基準第三十七号にいう入所定員は当該施設全体の入所定員をいうものであり、ユニット部分とユニット部分以外の部分に区分した取扱いが行われるものではない。
- (3)・(4) (略)

- (7) (略)
- (8) ユニットにおける職員に係る減算について
5の(4)を準用する。
- (9) 認知症行動・心理症状緊急対応加算について
2の(9)を準用する。
- (10) 若年性認知症利用者受入加算について
2の(10)を準用する。
- (11) 療養食加算
2の(11)を準用する。
- (12) 緊急短期入所ネットワーク加算
2の(12)を準用する。ただし、①のA中「一〇〇以上」とあるのは「三十以上」と読み替えるものとする。
- (13) サービス提供体制強化加算について
① 2の(14)①から④まで及び⑥を準用する。
② (略)
- 4 (略)
- 5 介護福祉施設サービス
(1) (略)
- (2)・(3) (略)

(5) 一部ユニット型指定介護老人福祉施設における介護職員又は看護職員の人員基準欠如等

一部ユニット型指定介護老人福祉施設の介護福祉施設サービス費に係る介護職員又は看護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のどちらから一方で所定の員数(三：一の職員配置)を置いていない場合に行われるものである。また、ユニット型介護福祉施設サービス費に係る介護職員又は看護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分のどちらから一方で所定の員数(三：一の職員配置)を置いていない場合に行われるものであること(通所介護費等の算定方法第十一号ロ及びハ)。

なお、一部ユニット型指定介護老人福祉施設の介護福祉施設サービス費又はユニット型介護福祉施設サービス費に係る看護職員の人員基準欠如による減算は、当該施設全体で所定の員数を置いていない場合に限り、行われるものであること。

(例) 指定介護老人福祉施設(入所者九〇人、介護・看護職員三〇人)が一部ユニット型介護老人福祉施設(ユニット部分の入所者三〇人、ユニット部分以外の部分の入所者六〇人)に転換した場合において、一部ユニット型指定介護老人福祉施設のユニット部分の入所者三〇人に対し、二：一の職員配置で介護・看護職員を一五人配置し(ユニット型介護老人福祉施設サービス費を算定)、転換前の介護・看護職員数を維持するために、一部ユニット型指定介護老人福祉施設のユニット部分以外部分の入所者六〇人に対し介護・看護職員を一五人しか配置しないと、三：一の職員配置を満たさないため、介護福祉施設サービス費について減算を行う。

また、夜間体制による減算は、当該施設のユニット部分又はユニット部分以外部分について所定の員数を置いていない場合について、入所者全員に対し行われるものであること。具体的には、ユニット部分について夜勤体制の要件を満たさず、ユニット以外の部分について夜勤体制の要件を満たす場合であっても、入所者全員に対し夜勤体制の減算が行われることとなる(夜勤職員基準第五号)。

(6)～(8) (略)

(9) 看護体制加算について

① 指定短期入所生活介護の事業所を併設している場合は、指定短期入所生活介護事業所とは別に、必要な数の看護職員を配置する必要がある。具体的には、2(9)①のとおりとすること。

② 特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行っている場合は、指定介護老人福祉施設の入所者と指定短期入

(4)～(6) (略)

(7) 看護体制加算について

① 指定短期入所生活介護の事業所を併設している場合は、指定短期入所生活介護事業所とは別に、必要な数の看護職員を配置する必要がある。具体的には、2(7)①のとおりとすること。

② 特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行っている場合は、指定介護老人福祉施設の入所者と指定短期入

所生活介護の利用者を合算したものを「入所者数」として取り扱い、
一体的に加算を行うこと。具体的には、2 (7) ②のとおりとするこ
と。

(8) 夜勤職員配置加算について
① (略)

② (略)

③ ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、増配した夜勤職員つ
いては、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとするこ
と。

(9) (略)

(10) 若年性認知症入所者受入加算について
2の(10)を準用する。

(11) ~ (21) (略)

(22) 療養食加算

2の(11)を準用する。

(23) 看取り介護加算

① (略)

② 「二四時間の連絡体制」については、(7) ④を準用する。

③ ~ ⑩ (略)

(24) ~ (26) (略)

(27) サービス提供体制強化加算について

① 2の(14) ①から④まで及び⑥を準用する。

② (略)

6 介護保健施設サービス

(1) (略)

所生活介護の利用者を合算したものを「入所者数」として取り扱い、
一体的に加算を行うこと。具体的には、2 (9) ②のとおりとするこ
と。

(10) 夜勤職員配置加算について
① (略)

② 一部ユニット型指定介護老人福祉施設においては、当該施設のユニ
ット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて区別して加算の算定の満
可否を判断することとし、ユニット部分において加算の算定基準を満
たした場合にはユニット部分の入所者について夜勤職員配置加算(II)
イ又はロを、ユニット部分以外の部分において加算の算定基準を満た
した場合には当該部分の入所者について夜勤職員配置加算 (I) イ又
はロを、それぞれ算定することとする。

③ (略)

④ ユニット型指定介護老人福祉施設及び一部ユニット型指定介護老人
福祉施設のユニット部分にあっては、増配した夜勤職員については、
必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとする。

(11) (略)

(12) 若年性認知症入所者受入加算について

2の(12)を準用する。

(13) ~ (23) (略)

(24) 療養食加算

2の(13)を準用する。

(25) 看取り介護加算

① (略)

② 「二四時間の連絡体制」については、(9) ④を準用する。

③ ~ ⑩ (略)

(26) ~ (28) (略)

(29) サービス提供体制強化加算について

① 2の(16) ①から④まで及び⑥を準用する。

② (略)

6 介護保健施設サービス

(1) (略)

(2) 一部ユニット型介護老人保健施設において所定単位数を算定するた
めの施設基準等について

一部ユニット型介護老人保健施設が介護保健施設サービス費の所定
単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該施
設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定

の員数(三：一の職員配置)を置いていることが必要であること。また、一部ユニット型介護老人保健施設がユニット型介護保健施設サービス費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分のそれぞれについて所定の員数を置いていることが必要であること(施設基準第四十五号)。

また、施設基準第四十五号にいう入所定員は当該施設全体の入所定員をいうものであり、ユニット部分とユニット部分以外の部分に区分した取扱いが行われるものではないこと。

(3) 一部ユニット型介護老人保健施設における看護職員及び介護職員の人員基準欠等について

一部ユニット型介護老人保健施設に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらから一方で所定の員数(三：一の職員配置)を置いていない場合に行われるものであること。ユニット型介護老人保健施設に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらから一方で所定の員数(三：一の職員配置)を置いていない場合に行われるものであること(通所介護費等の算定方法第十二号ロ及びハ)。

また夜勤体制による減算は当該施設のユニット部分又はユニット部分以外について所定の員数を置いていない場合について、施設利用者全員に対し行われるものであること。具体的には、ユニット部分について夜勤体制の要件を満たさず、ユニット以外の部分について夜勤の要件を満たす場合であっても施設利用者全員に対し減算が行われることとなる。(夜勤職員基準第六号)。

(4) 介護保健施設サービス費(II)若しくは介護保健施設サービス費(III)又はユニット型介護保健施設サービス費(II)若しくはユニット型介護保健施設サービス費(III)を算定する介護老人保健施設(以下この号において「介護療養型老人保健施設」という。)における介護保健施設サービス費について

- ① 3 (1) ④イ及びロを準用すること。
- ② (略)
- ③ 特別療養費について
3の(1) ④ハを準用するものとする。
- ④ 療養体制維持特別加算について
3の(1) ④ニを準用するものとする。
- (5) (略)
- (6) ユニットにおける職員に係る減算について

(2) 介護保健施設サービス費(II)若しくは介護保健施設サービス費(III)又はユニット型介護保健施設サービス費(II)若しくはユニット型介護保健施設サービス費(III)を算定する介護老人保健施設(以下この号において「介護療養型老人保健施設」という。)における介護保健施設サービス費について

- ① 3 (1) ②イ及びロを準用すること。
- ② (略)
- ③ 特別療養費について
3の(1) ②ハを準用するものとする。
- ④ 療養体制維持特別加算について
3の(1) ②ニを準用するものとする。
- (3) (略)
- (4) ユニットにおける職員に係る減算について

- (5) 5の(4)を準用する。
身体拘束廃止未実施減算について
- (6) 5の(5)を準用する。
5の(9) (略)
- (10) 若年性認知症入所者受入加算について
2の(10)を準用する。
- (11) 入所者が外泊したときの費用の算定について
5の(14) (④のニを除く。)を準用する。この場合において「入院又は外泊」とあるのは、「外泊」と読み替えるものとする。
- (12) (略)
- (13) 初期加算について
① (略)
- ② 5の(15) ①及び②は、この場合に準用する。
- (14) 退所時指導等加算について
①～③ (略)
- ④ 退所前連携加算
- イ 5の(16)の③イ及びロを準用する。
- ロ (略)
- ⑤ (略)

- (15) 従来型個室に入所していた者の取扱いについて
5の(17)を準用する。
- (16) 栄養マネジメント加算
5の(18)を準用する。
- (17) 経口移行加算
5の(19)を準用する。
- (18) 経口維持加算
5の(20)を準用する。
- (19) 口腔機能維持管理加算
5の(21)を準用する。
- (20) 療養食加算
2の(11)を準用する。
- (21) 在宅復帰支援機能加算
5の(24)を準用する。
- (22) (略)
- (23) 認知症専門ケア加算について
5の(26)を準用する。
- (24) (略)
- (25) サービス提供体制強化加算について

- (7) 5の(6)を準用する。
身体拘束廃止未実施減算について
- 5の(7)を準用する。
- (8) 5の(11) (略)
- (12) 若年性認知症入所者受入加算について
2の(12)を準用する。
- (13) 入所者が外泊したときの費用の算定について
5の(16) (④のニを除く。)を準用する。この場合において「入院又は外泊」とあるのは、「外泊」と読み替えるものとする。
- (14) (略)
- (15) 初期加算について
① (略)
- ② 5の(17) ①及び②は、この場合に準用する。
- (16) 退所時指導等加算について
①～③ (略)
- ④ 退所前連携加算
- イ 5の(18)の③イ及びロを準用する。
- ロ (略)
- ⑤ (略)

- (17) 従来型個室に入所していた者の取扱いについて
5の(19)を準用する。
- (18) 栄養マネジメント加算
5の(20)を準用する。
- (19) 経口移行加算
5の(21)を準用する。
- (20) 経口維持加算
5の(22)を準用する。
- (21) 口腔機能維持管理加算
5の(23)を準用する。
- (22) 療養食加算
2の(13)を準用する。
- (23) 在宅復帰支援機能加算
5の(26)を準用する。
- (24) (略)
- (25) 認知症専門ケア加算について
5の(28)を準用する。
- (26) (略)
- (27) サービス提供体制強化加算について

- ① 2の(14)①から④まで及び⑥を準用する。
- ② (略)

7 介護療養施設サービス
(1)～(9) (略)

- (10) (略)
- (11) ユニットにおける職員に係る減算について
5の(4)を準用する。
- (12) 身体拘束廃止未実施減算について
5の(5)を準用する。
- (13) (略)
- (14) 若年性認知症患者受入加算について
2の(10)を準用する。
- (15) 入院患者が外泊したときの費用の算定について
6の(11)を準用する。

- ① 2の(16)①から④まで及び⑥を準用する。
- ② (略)

7 介護療養施設サービス
(1)～(9) (略)
(10) 一部ユニット型指定介護療養型医療施設において所定単位数を算定するための施設基準等について
一部ユニット型指定介護療養型医療施設が各類型の介護療養施設サービス費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数(看護六：一、介護四：一の職員配置)を置いていることが必要である。また、一部ユニット型指定介護療養型医療施設が各類型のユニット型介護療養施設サービス費を算定するために、看護職員又は介護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分のそれぞれについて所定の員数(看護六：一、介護四：一の職員配置)を置いていることが必要である(施設基準第五十二号)。

(11) 一部ユニット型指定介護療養型医療施設における看護職員及び介護職員の人員基準等について
一部ユニット型指定介護療養型医療施設の各類型の介護療養施設サービス費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数(看護六：一、介護四：一の職員配置)を置いていない場合に行われるものである。一部ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット型介護療養施設サービス費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分のどちらか一方で所定の員数(看護六：一、介護四：一の職員配置)を置いていること(通所介護費等の算定方法第十三号イ及びロ)。

- (12) (略)
- (13) ユニットにおける職員に係る減算について
5の(6)を準用する。
- (14) 身体拘束廃止未実施減算について
5の(7)を準用する。
- (15) (略)
- (16) 若年性認知症患者受入加算について
2の(12)を準用する。
- (17) 入院患者が外泊したときの費用の算定について
6の(13)を準用する。

- (16) 入院患者が試行的退院したときの費用の算定について
- ①～⑤ (略)
- ⑥ 加算の算定期間は、一月につき六日以内とする。また、算定方法は、5の(14)の①及び②を準用する。一回の試行的退院サービス費が月をまたがる場合であっても、連続して算定できるのは六日以内とする。
- ⑦・⑧ (略)
- (17) 従来型個室に入所していた者の取扱いについて
- 5の(17)を準用する。
- (18) 栄養マネジメント加算
- 5の(18)を準用する。
- (19) 経口移行加算
- 5の(19)を準用する。
- (20) 経口維持加算
- 5の(20)を準用する。
- (21) 口腔機能維持管理加算
- 5の(21)を準用する。
- (22) 療養食加算
- 2の(11)を準用する。
- (23) 認知症専門ケア加算について
- 5の(26)を準用する。
- (24) サービス提供体制強化加算について
- ① 2の(14)①から④まで及び⑥を準用する。
- ② (略)
- (25) (略)
- (26) 初期加算について
- 6の(13)を準用する。
- (27) 退院時指導等加算について
- 6の(14)(5)のイの訪問看護指示書の様式に係る部分を除く。)を準用する。
- (28) 在宅復帰支援機能加算
- 5の(24)を準用する。
- (29) (略)

- (18) 入院患者が試行的退院したときの費用の算定について
- ①～⑤ (略)
- ⑥ 加算の算定期間は、一月につき六日以内とする。また、算定方法は、5の(16)の①及び②を準用する。一回の試行的退院サービス費が月をまたがる場合であっても、連続して算定できるのは六日以内とする。
- ⑦・⑧ (略)
- (19) 従来型個室に入所していた者の取扱いについて
- 5の(19)を準用する。
- (20) 栄養マネジメント加算
- 5の(20)を準用する。
- (21) 経口移行加算
- 5の(21)を準用する。
- (22) 経口維持加算
- 5の(22)を準用する。
- (23) 口腔機能維持管理加算
- 5の(23)を準用する。
- (24) 療養食加算
- 2の(13)を準用する。
- (25) 認知症専門ケア加算について
- 5の(28)を準用する。
- (26) サービス提供体制強化加算について
- ① 2の(16)①から④まで及び⑥を準用する。
- ② (略)
- (27) (略)
- (28) 初期加算について
- 6の(15)を準用する。
- (29) 退院時指導等加算について
- 6の(16)(5)のイの訪問看護指示書の様式に係る部分を除く。)を準用する。
- (30) 在宅復帰支援機能加算
- 5の(26)を準用する。
- (31) (略)

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年3月8日老企41号）

(傍線部分は改正部分)

| | 改正後 | 改正前 |
|---|---|---|
| <p>第一～第四 (略)</p> | <p>第一～第四 (略)</p> | <p>第一～第四 (略)</p> |
| <p>第五 体制状況一覧表の記載要領について 1～8 (略)</p> | <p>第五 体制状況一覧表の記載要領について 1～8 (略)</p> | <p>第五 体制状況一覧表の記載要領について 1～8 (略)</p> |
| <p>9 短期入所生活介護 ① 「施設等の区分」については、指定短期入所生活介護事業所であって指定居宅サービス基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定短期入所生活介護事業所のうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。</p> | <p>9 短期入所生活介護 ① 「施設等の区分」については、指定短期入所生活介護事業所であって指定居宅サービス基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定短期入所生活介護事業所のうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。</p> | <p>9 短期入所生活介護 ① 「施設等の区分」については、指定短期入所生活介護事業所であって指定居宅サービス基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。 また、ユニット型指定短期入所生活介護事業所のうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。 なお、指定居宅サービス基準第百四十条の十六に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の場合には、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所であるかどうかの区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「単独型」又は「併設型・空床型」と、ユニット部分については「単独型ユニット型」又は「併設型・空床型ユニット型」と、それぞれ記載させること。 ②～⑩ (略) ⑪ 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の場合には、ユニット部分とユニット部分以外の部分それぞれに届けさせることとし、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。</p> |

10 短期入所療養介護（介護老人保健施設型）

- ① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものうち、居宅サービス単位数表第9イ(1)(一)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(1)(二)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(1)(三)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるものうち、居宅サービス単位数表9イ(2)(一)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(2)(二)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(2)(三)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。

②～⑩（略）

11 短期入所療養介護（病院療養型）

①（略）

- ② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものうち、居宅サービス単位数表9ロ(1)に該当する場合は「病院療養型」と、同項ロ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるものうち、居宅サービス単位数表9ロ(3)に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロ(4)に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

10 短期入所療養介護（介護老人保健施設型）

- ① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものうち、居宅サービス単位数表第9イ(1)(一)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(1)(二)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(1)(三)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるものうち、居宅サービス単位数表9イ(2)(一)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(2)(二)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(2)(三)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。

なお、介護老人保健施設である指定居宅サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「介護老人保健施設(Ⅰ)」、「介護老人保健施設(Ⅱ)」、又は「介護老人保健施設(Ⅲ)」と、ユニット部分については「ユニット型介護老人保健施設(Ⅰ)」、「ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ)」又は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)」と、それぞれに記載させること。

②～⑩（略）

11 短期入所療養介護（病院療養型）

①（略）

- ② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものうち、居宅サービス単位数表9ロ(1)に該当する場合は「病院療養型」と、同項ロ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるものうち、居宅サービス単位数表9ロ(3)に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロ(4)に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定居宅サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」又は「病院経過型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」又は「ユニット型病院経過型」と、それぞれ

記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑯ (略)

12 短期入所療養介護 (診療所型)

① 「施設等の区分」については、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもの場合は「診療所型」と記載させること。また、診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。

なお、診療所である指定居宅サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「診療所型」と、ユニット部分については「ユニット型診療所型」と、それぞれ記載させること。

②～⑳ (略)

13 短期入所療養介護 (認知症疾患型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて居宅サービス単位数表9ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定居宅サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については居宅サービス単位数表9ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合には、別途介護

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑯ (略)

12 短期入所療養介護 (診療所型)

① 「施設等の区分」については、診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもの場合は「診療所型」と記載させること。また、診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。

②～⑳ (略)

13 短期入所療養介護 (認知症疾患型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて居宅サービス単位数表9ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合には、別途介護

老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑪ (略)

14・15 (略)

16 介護老人福祉施設

① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないものうち、二十六号告示第二十八号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護老人福祉施設のうち、二十六号告示第二十八号ハに該当する場合は「ユニット型介護福祉施設」と、同号ニに該当する場合は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

②～④ (略)

(削る)

老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑪ (略)

14・15 (略)

16 介護老人福祉施設

① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないものうち、二十六号告示第二十八号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護老人福祉施設のうち、二十六号告示第二十八号ハに該当する場合は「ユニット型介護福祉施設」と、同号ニに該当する場合は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

なお、指定介護老人福祉施設基準第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設の場合にあつては、入所定員の区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「介護福祉施設」又は「小規模介護福祉施設」と、ユニット部分については「ユニット型介護福祉施設」又は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

②～④ (略)

② 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届出させるとし、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。

17 介護老人保健施設

① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設であって「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。)第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設でないものうち、施設サ一ビス単位数表2イ(1)に該当する場合は「介護保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(2)に該当する場合は「介護保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(3)に該当する場合は「介護保健施設(Ⅲ)」とそれぞれ記載させること。

17 介護老人保健施設

① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設であって「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。)第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設でないものうち、施設サ一ビス単位数表2イ(1)に該当する場合は「介護保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(2)に該当する場合は「介護保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(3)に該当する場合は「介護保健施設(Ⅲ)」とそれぞれ記載させること。

19 介護療養型医療施設（診療所型）

① 「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設であって「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「診療所型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。

②～⑬（略）

20 介護療養型医療施設（認知症患者型）

①（略）
② 「施設等の区分」については、老人性認知症患者病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であって施設サービスマニピュレーション表3ハ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「認知症患者型」と記載させること。また、老人性認知症患者病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症患者型」と記載させること。

③～⑩（略）

21～27（略）

19 介護療養型医療施設（診療所型）

① 「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設であって「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「診療所型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。

なお、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については「診療所型」と、ユニット部分については「ユニット型診療所型」と、それぞれ記載させること。

②～⑬（略）

20 介護療養型医療施設（認知症患者型）

①（略）
② 「施設等の区分」については、老人性認知症患者病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であって施設サービスマニピュレーション表3ハ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「認知症患者型」と記載させること。また、老人性認知症患者病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症患者型」と記載させること。

なお、老人性認知症患者病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については施設サービスマニピュレーション表3ハ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症患者型」と、それぞれ記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合には、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑩（略）

21～27（略）

28 介護予防短期入所生活介護

① 「施設等の区分」については、指定介護予防短期入所生活介護事業所であって指定介護予防サービス基準第百五十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所でないものうち、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所のうち、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

②～⑩ (略)
(削る)

⑪ (略)

28 介護予防短期入所生活介護

① 「施設等の区分」については、指定介護予防短期入所生活介護事業所であって指定介護予防サービス基準第百五十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所でないものうち、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所のうち、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

なお、指定介護予防サービス基準第百六十七条第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の場合には、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所であるかどうかの区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「単独型」又は「併設型・空床型」と、ユニット部分については「単独型ユニット型」又は「併設型・空床型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

②～⑩ (略)

⑪ 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活事業所の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届けさせることとし、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。

29 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設型）

① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて指定介護予防サービス基準第百二十五条第一項第一号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものうち、介護予防サービス介護給付費単位数表 9イ(1)(一)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(1)(二)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(1)(三)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるものうち、介護予防サービス介護給付費単位数表 9イ(2)(一)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(2)(二)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(2)(三)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)」

29 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設型）

① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて指定介護予防サービス基準第百二十五条第一項第一号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものうち、介護予防サービス介護給付費単位数表 9イ(1)(一)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(1)(二)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(1)(三)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるものうち、介護予防サービス介護給付費単位数表 9イ(2)(一)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(2)(二)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(2)(三)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)」

と記載させること。

②～⑬ (略)

30 介護予防短期入所療養介護 (病院療養型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第二号又は第三号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものうち、介護予防サービス介護給付費単位数表9ロ(1)に該当する場合は「病院療養型」と、同項ロ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所であるものうち、指定介護予防サービス介護給付費単位数表9ロ(3)に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロ(4)に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑬ (略)

31 介護予防短期入所療養介護 (診療所型)

① 「施設等の区分」については、診療所である指定介護予防短期入所療

と記載させること。

なお、介護老人保健施設である指定介護予防サービス基準第二百五十八条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「介護老人保健施設(Ⅰ)」、「介護老人保健施設(Ⅱ)」又は「介護老人保健施設(Ⅲ)」と、ユニット部分については「ユニット型介護老人保健施設(Ⅰ)」、「ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ)」又は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)」と、それぞれに記載させること。

②～⑬ (略)

30 介護予防短期入所療養介護 (病院療養型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第二号又は第三号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものうち、介護予防サービス介護給付費単位数表9ロ(1)に該当する場合は「病院療養型」と、同項ロ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所であるものうち、指定介護予防サービス介護給付費単位数表9ロ(3)に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロ(4)に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定介護予防サービス基準第二百五十八条第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「ユニット型病院療養型」又は「ユニット型病院経過型」と、それぞれ記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑬ (略)

31 介護予防短期入所療養介護 (診療所型)

① 「施設等の区分」については、診療所である指定介護予防短期入所療

養介護事業所であって指定介護予防サ一ビス基準第二百五条第一項第四号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもの場合は「診療所型」と記載させること。また、診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。

なお、診療所である指定介護予防サ一ビス基準第二百十八条第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「診療所型」と、ユニット部分については「ユニット型診療所型」と、それぞれ記載させること。

②～⑩ (略)

32 介護予防短期入所療養介護 (認知症患者型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、老人性認知症患者療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて介護予防サ一ビス介護給付費単位数表9ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定介護予防サ一ビス基準第二百五条第五項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもの場合は「認知症患者型」と記載させること。また、老人性認知症患者療養病棟を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症患者型」と記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合には、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑩ (略)

33～39 (略)

40 地域密着型介護老人福祉施設

養介護事業所であつて指定介護予防サ一ビス基準第二百五条第一項第四号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもの場合は「診療所型」と記載させること。また、診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。

なお、診療所である指定介護予防サ一ビス基準第二百十八条第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「診療所型」と、ユニット部分については「ユニット型診療所型」と、それぞれ記載させること。

②～⑩ (略)

32 介護予防短期入所療養介護 (認知症患者型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、老人性認知症患者療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて介護予防サ一ビス介護給付費単位数表9ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定介護予防サ一ビス基準第二百五条第五項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもの場合は「認知症患者型」と記載させること。また、老人性認知症患者療養病棟を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症患者型」と記載させること。

なお、老人性認知症患者療養病棟を有する病院である指定介護予防サ一ビス基準第二百五条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については介護予防サ一ビス介護給付費単位数表9ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と、それ以外は「認知症患者型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症患者型」と、それぞれ記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合には、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑩ (略)

33～39 (略)

40 地域密着型介護老人福祉施設

①～⑭ (略)
(削る)

⑮～⑳ (略)

41～44 (略)

①～⑭ (略)

⑮ 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合には、
ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届出させることと
し、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれについて「施設
等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させ
ること。

⑮～㉓ (略)

41～44 (略)

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331018号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第一 (略)</p> <p>第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項 1～6 (略)</p> <p>7 地域密着型介護福祉施設サービス費 (1) (略)</p> <p>(削る)</p> | <p>第一 (略)</p> <p>第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項 1～6 (略)</p> <p>7 地域密着型介護福祉施設サービス費 (1) (略)</p> <p>(2) 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において所定単位数を算定するための施設基準等について 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が地域密着型介護福祉施設サービス費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数（三：一の職員配置）を置いていることが必要である。また、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設がユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分のそれぞれについて所定の員数を置いていることが必要であること（施設基準第二十九号）。</p> <p>また、夜勤を行う職員の員数については、当該施設のユニット部分及びユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数を置いていることが必要であること（夜勤職員基準第四号）。</p> <p>また、施設基準第二十九号にいう入所員は当該施設全体の入所定員をいうものであり、ユニット部分とユニット部分以外の部分に区分した取扱いが行われるものではない。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における介護職員又は看護職員の人員基準欠如等 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の地域密着型介護福祉施設サービス費に係る介護職員又は看護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外</p> |

(2)・(3) (略)
(削る)

の部分のどちらか一方で所定の員数（三：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものである。また、ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費に係る介護職員又は看護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（三：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（通所介護費等の算定方法第十号ロ及びハ）。

なお、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費に係る看護職員の人員基準欠如による減算は、当該施設全体で所定の員数を置いていない場合に限り、行われるものであること。

また、夜間体制による減算は、当該施設のユニット部分又はユニット部分以外の部分について所定の員数を置いていない場合について、入所者全員に対し行われるものであること。具体的には、ユニット部分について夜勤体制の要件を満たさず、ユニット以外の部分について夜勤体制の要件を満たす場合であっても、入所者全員に対し夜勤体制の減算が行われることとなる（夜勤職員基準第四号）。

(6) ～ (9) (略)

(10) 夜勤職員配置加算について

① (略)

② 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、当該施設のユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて区別して加算の可否を判断することとし、ユニット部分において加算の算定基準を満たした場合にはユニット部分の入所者について夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ又はロを、ユニット部分以外部分において加算の算定基準を満たした場合には当該部分の入所者について夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ又はロを、それぞれ算定することとする。

③ (略)

④ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設及び一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分にあつては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとすること。

(11) ～ (30) (略)

第三 (略)

(4) ～ (7) (略)

(8) 夜勤職員配置加算について

① (略)

(削る)

② (略)

③ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設にあつては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとすること。

(9) ～ (28) (略)

第三 (略)

○「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成18年3月17日老計発0317001・老振発0317001・老老発0317001）

(傍線の部分は改正部分)

| | 改正前 |
|--|--|
| <p>第一 (略)</p> <p>第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項 1～7 (略)</p> <p>8 介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(1) <u>一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において所定単位数を算定するための施設基準等について</u> 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が介護予防短期入所生活介護費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数（三：一の職員配置）を置いていることが必要である。また、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所がユニット型介護予防短期入所生活介護費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員全体の員数が、当該事業所全体と当該事業所全体のユニット部分のそれぞれについて所定の員数（三：一の職員配置）を置いていることが必要である（厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号。以下「施設基準」という。）第六十三号）。</p> <p>なお、夜勤を行う職員の員数については、当該事業所のユニット部分及びユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数を置いていることが必要であること（夜勤職員基準第八号）。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>併設事業所について</u> ① (略) ② 併設事業所における所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに人員基準欠如・夜勤を行う職員数による所定単位数の減算については、本体施設と一体的に行うものであること。より具体的には、イ 指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。以</p> | <p>第一 (略)</p> <p>第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項 1～7 (略)</p> <p>8 介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(1) <u>一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において所定単位数を算定するための施設基準等について</u> 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が介護予防短期入所生活介護費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数（三：一の職員配置）を置いていることが必要である。また、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所がユニット型介護予防短期入所生活介護費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員全体の員数が、当該事業所全体と当該事業所全体のユニット部分のそれぞれについて所定の員数（三：一の職員配置）を置いていることが必要である（厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号。以下「施設基準」という。）第六十三号）。</p> <p>なお、夜勤を行う職員の員数については、当該事業所のユニット部分及びユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数を置いていることが必要であること（夜勤職員基準第八号）。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>併設事業所について</u> ① (略) ② 併設事業所における所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに人員基準欠如・夜勤を行う職員数による所定単位数の減算については、本体施設と一体的に行うものであること。より具体的には、イ 指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。以</p> |

下(3)及び(6)において同じ。)の併設事業所の場合は、指定介護老人福祉施設の入所者数と介護予防短期入所生活介護の利用者数を合算した上で、職員の配置数の算定及び夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置数を算定すること。指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定の区分を明確化して指定を受けている場合は、それぞれの施設の施設の利用者数を合算して算定する。併せて指定を受けている場合は、介護予防短期入所生活事業及び指定短期入所生活介護事業の利用者数を算定する。

例えば、前年度の平均利用者数七〇人の指定介護老人福祉施設に前年度の平均利用者数二〇人の介護予防短期入所生活介護事業所(短期入所生活介護事業を併せて指定されている場合)が併設されている場合は、併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)(三：一の人員配置に対応するもの)を算定するために必要な介護職員又は看護職員は合計で三〇人であり、必要な夜勤を行う職員の数は四人であること。

ロ (略)
(4) (略)

下(4)及び(8)において同じ。)の併設事業所の場合は、指定介護老人福祉施設の入所者数と介護予防短期入所生活介護の利用者数を合算した上で、職員の配置数の算定及び夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置数を算定すること。指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定の区分を明確化して指定を受けている場合は、それぞれの施設の施設の利用者数を合算して算定する。併せて指定を受けている場合は、介護予防短期入所生活事業及び指定短期入所生活介護事業の利用者数を算定する。

例えば、前年度の平均利用者数七〇人の指定介護老人福祉施設に前年度の平均利用者数二〇人の介護予防短期入所生活介護事業所(短期入所生活介護事業を併せて指定されている場合)が併設されている場合は、併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)(三：一の人員配置に対応するもの)を算定するために必要な介護職員又は看護職員は合計で三〇人であり、必要な夜勤を行う職員の数は四人であること。

なお、本体施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設であって、併設事業所がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所である場合は、本体施設のユニット部分と一体的な取扱いが行われるものである。また、本体施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設であって、併設事業所が指定介護予防短期入所生活介護事業所であってユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所でない場合は、本体施設のユニット部分以外の部分と一体的な取扱いが行われるものである。

ロ (略)
(5) (略)

(6) 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における介護職員及び看護職員の人員基準欠等について

一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護予防短期入所生活介護費に係る介護職員又は看護職員が併設事業所による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数(三：一の職員配置)を置いていない場合に行われるものである。ユニット型指定介護予防短期入所生活介護費に係る介護職員又は看護職員が併設事業所による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数(三：一の職員配置)を置いていない場合に行われるものであること(通所介護費等の算定方法第十六号ロからホまで)。

また、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係る夜勤体制に

よる減算は、当該施設のユニット部分又はユニット部分以外の部分について所定の員数を置いていない場合について施設利用者全員に対し、行われるものであること。具体的にはユニット部分について夜勤体制による要件を満たさずユニット以外の部分について夜勤体制の要件を満たした場合であっても施設利用者全員に対し夜勤体制の減算が行われることとなる。

(例) 指定介護予防短期入所生活介護事業所を併設する指定介護老人福祉施設(介護予防短期入所生活介護利用者一〇人、介護老人福祉施設入所者五〇人、介護・看護職員二〇人)がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(利用者一〇人)を併設する一部ユニット型指定介護老人福祉施設(ユニット部分の入所者二〇人、ユニット部分以外の部分の入所者三〇人)に転換した場合において、一部ユニット型介護老人福祉施設のユニット部分の入所者二〇人とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者一〇人を合算した入所者三〇人に対し二：一の職員配置で介護・看護職員を一五人配置し(ユニット型介護老人福祉施設サービス費、ユニット型介護予防短期入所生活介護費をそれぞれ算定)、転換前の介護・看護職員数を維持するために、一部ユニット型指定介護老人福祉施設のユニット部分以外の部分の入所者三〇人に対し介護・看護職員を五人しか配置しないとすると、三：一の職員配置を満たさないため、介護福祉施設サービス費(三：一の職員配置)に一〇〇分の七〇を乗じて得た単位数を算定する。

(7)~(12) (略)

9 介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護

① 介護予防短期入所療養介護費を算定するための基準について

この場合の介護予防短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定(職員の配置数の算定)、定員超過利用・人員基準欠如(介護支援専門員に係るものを除く)・夜勤体制による所定単位数の減算及び認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、緊急時施設療養費については、四〇号通知の6の(24)を準用すること。また、注10により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われていれば、介護予防短期入所療養介護については行う必要がないこと。

② 介護老人保健施設である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養

(6)~(10) (略)

9 介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護

① 介護予防短期入所療養介護費を算定するための基準について

この場合の介護予防短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定(職員の配置数の算定)、定員超過利用・人員基準欠如(介護支援専門員に係るものを除く)・夜勤体制による所定単位数の減算及び認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、緊急時施設療養費については、四〇号通知の6の(22)を準用すること。また、注10により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われていれば、介護予防短期入所療養介護については行う必要がないこと。

介護事業所において所定単位数を算定するための施設基準等について一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護予防短期入所療養介護費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数（三：一の職員配置）を置いていることが必要である。また、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所がユニット型介護予防短期入所療養介護費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該事業所全体の職員配置）を置いていることが必要である（施設基準第六十七号）。

③ 介護老人保健施設である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所における看護職員及び介護職員の人員基準欠等について一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の介護予防短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらから一方で所定の員数（三：一の職員配置）を置いている場合に行われるものである。ユニット型介護予防短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらから一方で所定の員数（三：一の職員配置）を置いている場合に行われるものであること（通所介護費等の算定方法第十七号イ）。

また、夜勤体制による減算は、当該施設のユニット部分又はユニット部分以外について所定の員数を置いていない場合について施設利用者全員に対して行われるものであること。具体的にはユニット部分について夜勤体制の要件を満たさずユニット以外の部分について夜勤体制の要件を満たす場合であっても施設利用者全員に対し減算が行われることとなる（夜勤職員基準第九号）。

④ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 病院又は診療所における介護予防短期入所療養介護

① 療養病床（医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四百十一号）附則第二項第五号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。以下同じ。）を有する病院、病床を有する診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護イ 指定介護療養型医療施設の病床であって、介護療養施設サービスが行われるもの（以下「介護保険適用病床」という。）における介護予防短期入所療養介護については、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに定員超過利用、夜勤体制及び療養環境による所定

② (略)

(2)～(4) (略)

(5) 病院又は診療所における介護予防短期入所療養介護

療養病床（医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四百十一号）附則第二項第五号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。以下同じ。）を有する病院、病床を有する診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護イ 指定介護療養型医療施設の病床であって、介護療養施設サービスが行われるもの（以下「介護保険適用病床」という。）における介護予防短期入所療養介護については、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに定員超過利用、夜勤体制及び療養環境による所定単位数の

減算及び加算については、本体施設と常に一体的な取扱いが行われるものであり、四〇号通知の7の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び(13)を準用すること。この場合、四〇号通知の7の(9)の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ロ 医療保険適用病床における介護予防短期入所療養介護についても、夜勤体制による加算及び減算並びに療養環境による減算については、介護保険適用病床における介護予防短期入所療養介護の場合と同様に扱うものとする。また、適用すべき所定単位数(人員配置)については、人員配置の算定上、配置されている看護職員を適宜介護職員とみなすことにより、最も有利な所定単位数を適用することとする。例えば、六〇床の病棟で、看護職員が一人、介護職員が一人配置されていること、診察報酬上、看護職員五：一(一人以上)、介護職員五：一(一人以上)の点数を算定している場合には、看護職員のうち二人を介護職員とみなすことにより、介護予防短期入所療養介護については看護職員とみなすことにより、最も有利な所定単位数を適用することとする。なお、四〇号通知の7の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び(13)は、医療保険適用病床の介護予防短期入所療養介護については「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ハ～ヘ (略)

単位数の減算及び加算については、本体施設と常に一体的な取扱いが行われるものであり、四〇号通知の7の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び(15)を準用すること。この場合、四〇号通知の7の(9)の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ロ 医療保険適用病床における介護予防短期入所療養介護についても、夜勤体制による加算及び減算並びに療養環境による減算については、介護保険適用病床における介護予防短期入所療養介護の場合と同様に扱うものとする。また、適用すべき所定単位数(人員配置)については、人員配置の算定上、配置されている看護職員を適宜介護職員とみなすことにより、最も有利な所定単位数を適用することとする。例えば、六〇床の病棟で、看護職員が一人、介護職員が一人配置されていること、診察報酬上、看護職員五：一(一人以上)、介護職員五：一(一人以上)の点数を算定している場合には、看護職員のうち二人を介護職員とみなすことにより、介護予防短期入所療養介護については看護職員とみなすことにより、介護職員四：一(一人以上)に於じた所定単位数が適用されるものであること。なお、四〇号通知の7の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び(15)は、医療保険適用病床の介護予防短期入所療養介護については「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ハ～ヘ (略)

② 病院又は診療所である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において所定単位数を算定するための施設基準等については、病院又は診療所である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護予防短期入所療養介護費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数(看護六：一、介護四：一の職員配置)を置いていることが必要である。また、病院又は診療所である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所がユニット型介護予防短期入所療養介護費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のそれぞれについて所定の員数(看護六：一、介護四：一の職員配置)を置いていることが必要である(施設基準第六十七号)。

なお、夜勤を行う職員の員数については、当該事業所全体で所定の員数を置いていなければならない(夜勤職員基準第九号)。

③ 病院又は診療所である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介

護事業所における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について

病院又は診療所である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の介護予防短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数（看護六：一、介護四：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものである。ユニット型介護予防短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（看護六：一、介護四：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（通所介護費等の算定方法第十七号ロ）。

なお、病院若しくは診療所である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の介護予防短期入所療養介護又はユニット型介護予防短期入所療養介護に係る夜勤体制による減算は、当該事業所全体で所定の員数を置いていない場合に限り、行われるものであること（夜勤職員基準第九号）。

(6) (略)

(7) ユニットにおける職員に係る減算について

8の(7)を準用する。

(8) 認知症行動・心理症状緊急対応加算について

8の(9)を準用する。

(9) 若年性認知症利用者受入加算について

8の(10)を準用する。

(10) 療養食加算

8(11)を準用する。

(11) (略)

9～12 (略)

(6) (略)

(7) ユニットにおける職員に係る減算について

8の(5)を準用する。

(8) 認知症行動・心理症状緊急対応加算について

8の(7)を準用する。

(9) 若年性認知症利用者受入加算について

8の(8)を準用する。

(10) 療養食加算

8の(9)を準用する。

(11) (略)

9～12 (略)